

310円証紙と320円証紙との交換について

(1) 310円証紙は、令和3年10月1日以降の就労分として貼付することができませんので、残った310円証紙(未使用証紙に限る)は、次により金融機関で320円証紙に交換してください。なお、交換期間により取扱い窓口が異なりますので(4)をご参照ください。

- ・共済契約者証又は事務受託者証を提示のうえ、窓口で交換を申し出てください。
- ・交換枚数の相違を防止するため、赤証紙・青証紙の別及び1日券・10日券の別に分類し、種別毎に枚数を明示してください。
- ・消印した証紙は、交換できません。

(2) 交換に際しては、赤証紙は赤証紙の同一券(1日券は1日券、10日券は10日券)と、青証紙は青証紙と同一券とのみ行います。

シート状態の証紙 (1日券1シート100枚)(10日券1シート50枚)	シート状態で金融機関(代理店)の窓口へ提出してください
シートから切り離された状態の証紙	ばら証紙貼付台帳(適宜コピーして使用してください。)に貼付し、金融機関(代理店)の窓口へ提出してください。

(3) 310円証紙32枚につき、320円証紙31枚の割合で交換します。

310円証紙に31枚以下の端数が生じたときは、差額金(1日券の場合には1枚につき10円、10日券の場合には1枚につき100円)を払って320円証紙と交換してください。

なお、差額の最高額は交換枚数にかかわらず、1日券で310円、10日券で3,100円になります。

例えば、310円証紙1日券100枚をお持ちの場合は、次の計算により、40円の差額金を支払っていただき、320円証紙97枚と交換していただくこととなります。

310円証紙枚数 A	旧掛金日額 310	新掛金日額 320	320円証紙枚数 B
100	×	÷	97
A: お持ちの310円証紙枚数 B: 交換される新証紙枚数 C: 支払っていただく差額金			
		96.8750	(小数点以下切り上げ)
320円証紙枚数 B	新掛金日額 320	310円証紙枚数 A	差額金 C
97	×	100	40
		×	

(4) 共済証紙交換期間と取扱い窓口

310円証紙から320円証紙への交換における金融機関の全代理店での取扱いは、令和3年10月1日から令和3年12月末日までの3か月間となります。(※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。)

なお、建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなり、また、郵送のみ(※)でのお取り扱いとなりますので、令和3年12月末日の間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関(代理店)
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建設業退職金共済事業本部のみ

※建退共事業本部での取り扱いは、差額金を徴収することはできませんので、現金を同封しないようお願いします。

ばら証紙(1日券)貼付台帳 赤・青証紙は用紙を別に貼付してください



11	21	31	41	51	61	71	81	91
12	22	32	42	52	62	72	82	92
13	23	33	43	53	63	73	83	93
14	24	34	44	54	64	74	84	94
15	25	35	45	55	65	75	85	95
16	26	36	46	56	66	76	86	96
17	27	37	47	57	67	77	87	97
18	28	38	48	58	68	78	88	98
19	29	39	49	59	69	79	89	99
20	30	40	50	60	70	80	90	100

共済契約者名

1日券

枚

ばら証紙(10日券)貼付台帳 赤・青証紙は用紙を別に貼付してください



	11	21	31	41
2	12	22	32	42
3	13	23	33	43
4	14	24	34	44
5	15	25	35	45
6	16	26	36	46
7	17	27	37	47
8	18	28	38	48
9	19	29	39	49
10	20	30	40	50

共済契約者名

10日券

枚